小川町
自動販売機設置事業者
公募入札募集要項

令和８年１１月

小川町政策推進課

小川町自動販売機設置事業者募集要項

小川町では、町有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、公募によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と町有財産賃貸借契約を締結します。

１　目的

町有財産の有効活用を図り、町の自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高める。

２　応募資格要件

次のすべての要件を満たすこと。

（１）法人にあっては埼玉県内に本店、支店または営業所を有し、個人及び法人格を持たない団体にあっては町内で事業を営んでいること。

（２）自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の実績を有すること。

（３）小川町暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条に規定する暴力団等及びその暴力団員でないこと。

（４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。

（５）法人町民税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

（８）法令等により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。

３　募集事項等

（１）自動販売機を設置するための町有財産の賃貸借

（２）設置場所、自動販売機の種類、設置台数、貸付面積、最低貸付料
別紙「募集物件一覧」のとおり。

（３）貸付期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（更新なし）

（４）機器仕様及び貸付条件等

別紙「仕様書」のとおり。

（５）募集する事業者は、物件番号ごとに選定する。

４　応募手続き

参加を希望する者は、参加申込書（様式第１号）を提出し、応募資格要件を有することを証明しなければならない。また、参加にあたっては、本募集要項及び仕様書を熟読し、現地の状況等を自身で確認すること。

（１）提出期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１２月１日（火）まで

受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（２）提出場所

小川町役場 政策推進課 管財契約担当

（３）提出方法

必要な書類を上記提出場所宛に一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間指定郵便又はレターパックにより郵送すること。（提出期日必着）

なお、追跡性を確保するため、普通郵便及び持参は認めない。

（４）提出書類

	提　出　書　類	法人	個人
①	参加申込書　　（様式第１号）	○	○
②	賃貸借料提案書（様式第２号）	○	○
③	販売品目提案書（様式第３号）	○	○
④	誓約書　　（様式第４号）	○	○
⑤	商業登記簿謄本 または 履歴事項全部証明書	○	
⑥	納税証明書（別表参照）	○	○
⑦	身分証明書（町発行のもの）		○
⑧	住民票		○
⑨	設置する自動販売機のカタログ等	○	○

（注）　１　証明書類は発行後３か月以内の原本とする。

２　賃貸借料提案書（様式第２号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印したものを提出すること。

３　提出書類は返却致しません。

４　小川町が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出し

ていただくことがあります。

5　複数の物件番号を申し込む場合、②及び③については、物件ごとに１部、他の書類については事業者ごとに１部を提出すること。

6　販売品目提案書は、施設名称ごとに作成すること。

別表

納税証明書	①　小川町内に本店・支店等を置く法人	完納証明書
	②　上段①以外の法人	法人税納税証明書（注１）
	③　応募する全法人	消費税及び地方消費税納税証明書（注２）
	④　個人の方	所得税、消費税及び地方消費税納税証明書（注３）

（注）１・２　法人税、消費税等納税証明書については、申告先の税務署が発行する納税証明書「その３の３」（法人税及び消費税等納税証明書）

３ 所得税、消費税等納税証明書については、申告先の税務署が発行する納税証明書「その３の２」（所得税及び消費税等納税証明書）

（５）賃貸借料提案書（様式第２号）に記載する金額等

ア　提案書に記載する金額は、１年間の賃借料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）とする。

イ　契約金額は、提案書に記載された金額に１００分の１０に相当する額を加算した額とする。ただし、税法の改正により消費税及び地方消費税の税率に変動が生じた場合においては、その変動した額に相当する額を加算した金額とする。

ウ　最低貸付料には消費税及び地方消費税に相当する額は含まれていない。

エ　最低貸付料は電気料金に相当する額を含んでいる。

オ　賃貸借料提案書は**物件番号ごと**に作成すること。

5　参加資格の確認等

参加資格を有することを証明する書類として、上記４（４）に掲げる書類一式を指定の期限までに提出し、参加資格の確認を得なければならない。

また、選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

6　設置予定事業者の決定方法

（１）応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置者の選定対象とする。
（２）小川町が設定する物件番号ごとの最低貸付料以上で、かつ、最も高い金額の提案を行った者を選定し、設置者とする。なお、最高価格の提案者が２者以上ある場合は、後日くじにより選定する。販売品目の売値（値下げ）等は考慮しない。
（３）設置予定事業者の決定時期
令和８年１２月７日（月）
（４）選定結果の通知
令和８年１２月７日（月）以降、書面により結果を通知する。
（５）設置予定事業者等の公表について
設置予定事業者を決定したときは、次の事項について小川町ホームページに掲載する。
ア　設置事業者を決定した日
イ　貸付ける財産名称
ウ　決定した設置事業者名
エ　決定した賃貸借料
オ　応募者数

７　無効な応募

（１）不正行為による応募
（２）賃貸借料提案書に記載された応募価格が最低貸付料に満たない場合
（３）賃貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
（４）賃貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
（５）参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
（６）その他募集に関する規定等に違反した応募

８　契約の締結

（１）設置者は、令和８年１２月２８日（月）までに、小川町と町有財産賃貸借契約を締結する。契約書（案）は別紙のとおり。
（２）賃貸借契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、設置者の負担とする。

９　設置予定事業者の決定取消し等

（１）次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消

すものとする。

ア　上記８の（１）に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

イ　応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

ウ　設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき

エ　著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本町が判断したとき

（２）上記（１）により、設置予定事業者の決定を取り消した時及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、提案金額の高い（同額の場合はその都度くじにより決定する。）順に契約交渉を行う。

１０　貸付料

年額の貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

ただし、税法の改正により消費税及び地方消費税の税率に変動が生じた場合は、その変動した額に相当する額を加算した金額とする。

いずれも当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数額を切り捨てるものとする。

１１　電気料金

自動販売機の使用電気料金については、賃貸借料提案書に記載する貸付料に含むものとし、別途電気料金の請求はしない。

１２　貸付料の支払い方法

町の発行する納入通知書により、毎年５月末日までにその年度に属する貸付料を支払うものとする。

１３　その他注意事項

（１）災害時の無償提供

避難所及び防災拠点に設置する自動販売機については、町内で震度５弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を無料で提供する必要があると町が判断したときは、町に事前に預けた鍵や遠隔操作により、自動販売機内のすべての在庫品を無償で町に提供すること。

（２）上記（１）以外の施設であって、施設管理者が特に必要と認める場合には、上記（１）に記載する災害時に、町へ事前に預けた鍵や遠隔操作によ

り、自動販売機内のすべての在庫品を無償で町に提供すること。

※設置者に決定した事業者と町は、後日、協議の上、災害時における無償提供に関する協定を締結するものとする。

※紙パック自動販売機については、災害対応型自動販売機の製造または取り扱いをしていない場合には通常の自動販売機とすることができるものとする。その場合には、災害時における無償提供に関する協定は結ばない。

（３）停電等

事業の執行、庁舎管理を行う上で必要な庁舎等の施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電、による売上の減少等については、町はその責任を負わない。

（４）減免

公共施設休館があった場合、双方協議のうえ貸付料の減免を行うことができる。

１４　質問方法

（１）質問の方法

質問書（様式第５号）により、小川町役場 政策推進課 管財契約担当に持参又は下記１５に示すFAX・メールにより提出する。

※なお、送付の連絡を電話等で必ずすること。

（２）質問受付期間

令和８年１１月２日（月）から９日（月）正午まで

※受付期間経過後の質問は、一切受け付けない。

（３）質問の回答

質問事項及び回答は、とりまとめて令和８年１１月１０日（火）に小川町ホームページに掲載する。

１５　提出・問合せ先

〒３５５－０３９２

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地

小川町役場 政策推進課　管財契約担当

TEL：０４９３－７２－１２２１（内線２２５）

FAX：０４９３－７４－２９２０

E-メール：ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp